

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年11月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2300239 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2300055 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月8日は30万円、同年12月9日及び平成24年7月10日は29万4,000円、同年12月10日及び平成25年7月10日は28万8,000円、同年12月10日及び平成26年7月10日は28万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日、同年12月9日、平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日、同年12月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月8日、同年12月9日、平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日、同年12月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のB社における標準賞与額を、平成26年12月10日及び平成27年7月10日は27万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月10日及び平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月10日及び平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 請求者のA社における平成24年7月10日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から30万円へ訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月8日

- ② 平成 23 年 12 月 9 日
- ③ 平成 24 年 7 月 10 日
- ④ 平成 24 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成 25 年 7 月 10 日
- ⑥ 平成 25 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成 26 年 7 月 10 日
- ⑧ 平成 26 年 12 月 10 日
- ⑨ 平成 27 年 7 月 10 日

A社及び同社が名称を変更したB社に継続勤務していた期間のうち、請求期間①から⑨までに支給されたそれぞれの賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録ではこれらの賞与の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書、預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、平成 23 年 7 月 8 日、同年 12 月 9 日、平成 24 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 25 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 23 年 7 月 8 日、同年 12 月 9 日、平成 24 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 25 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日に係る標準賞与額については、上記の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 7 月 8 日は 30 万円、同年 12 月 9 日及び平成 24 年 7 月 10 日は 29 万 4,000 円、同年 12 月 10 日及び平成 25 年 7 月 10 日は 28 万 8,000 円、同年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日は 28 万 2,000 円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は亡くなっています、請求期間①から⑦までの賞与に係る届出や保険料控除について取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑧及び⑨について、請求者から提出された預金通帳及びB社の複数の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、平成 26 年 12 月 10 日及び平成 27 年 7 月

10日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成26年12月10日及び平成27年7月10日に係る標準賞与額については、上記の資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ27万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間⑧及び⑨の賞与に係る届出や保険料控除について事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、A社から30万円の賞与の支払を受けていることが確認できることから、平成24年7月10日の標準賞与額を上記1の訂正後の標準賞与額から30万円へ訂正することが必要である。

なお、平成24年7月10日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。